**○公益通報制度の運用状況（令和３年度）**

**資料１**

**１　受付件数**

　　 1,556件（うち顕名による通報632件）

**２　受付状況**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：件）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 内部受付窓口 | 外部受付窓口 | 合　計 |
| 面会 | 208 | － | 208 |
| 電話 | 211 | － | 211 |
| 郵便 | 108 | 32 | 140 |
| ファクシミリ | 35 | 10 | 45 |
| ホームページ・メール | 335 | 617 | 952 |
| 合計 | 897 | 659 | 1,556 |

（注）内部受付窓口の件数は、大阪市の担当部署（総務局監察部監察課及び各区役所、局等のコンプライアンス担当）が受け付けたものである。

外部受付窓口の件数は、大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）が受け付けたものである。（下記３についても同じ。）

**３　関係所属別通報件数**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：件）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所　　　　　属 | 内部受付窓口 | 外部受付窓口 | 合　計 |
| 経済戦略局 | 213 | 373 | 586 |
| 教育委員会事務局 | 92 | 27 | 119 |
| 平野区役所 | 113 | 4 | 117 |
| 福祉局 | 103 | 11 | 114 |
| 危機管理室 | 24 | 74 | 98 |
| 健康局 | 60 | 17 | 77 |
| 総務局 | 56 | ９ | 65 |
| こども青少年局 | 23 | 16 | 39 |
| 環境局 | 28 | 4 | 32 |
| 都市整備局 | 29 | 3 | 32 |
| 建設局 | 22 | 10 | 32 |
| その他の局等 | 185 | 23 | 208 |
| その他の区役所 | 130 | 39 | 169 |
| 合計 | 1,154 | 761 | 1,915 |

（注１）委員会に関する通報は「総務局」に含めている。

（注２）１件の通報で複数の区役所、局等に関係するものがあるため、受付件数1,556

件とは一致しない。

（注３）所属名は令和３年度時点のものである。

※経済戦略局及び危機管理室の通報件数には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく飲食店への要請に関する通報等を含む。

**４　処理状況**

（単位：件）

|  |
| --- |
| **（１）公益通報に係る処理状況** |
|  | ア　令和３年度に継続されたもの | 163 |
| イ　令和３年度に受け付けたもの | 1,556 |
| ウ　受け付けた通報はないが、調査を実施することとしたもの |  ０ |
| エ　令和３年度において処理したもの | 1,579 |
|  | (ｱ)委員会が、本市の機関に対して是正等の措置を勧告したもの |  ０ |
| (ｲ)委員会が、本市の機関に対して意見書を提出したもの |  ０ |
| (ｳ)調査の結果、違法又は不適正な事実が認められたもの |  13 |
| (ｴ)調査の結果、違法又は不適正な事実が認められなかったもの |  49 |
| (ｵ)公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの | 1,517 |
| オ　翌年度に継続するもの | 140 |
| **（２）不利益取扱いに係る申出処理状況** |
|  | ア　令和３年度に継続されたもの |  １ |
| イ　令和３年度に受け付けたもの |  ２ |
| ウ　令和３年度において処理したもの |  １ |
|  | (ｱ)調査の結果、不利益な取扱いが認められなかったもの |  １ |
| (ｲ)公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの |  ０ |
| エ　翌年度に継続するもの |  ２ |

※是正等の措置の勧告：条例第９条第１項及び第２項に基づくもの

 意見書：条例第24条第１項に基づくもの

**５　違法又は不適正な事実が認められたもの（上記４(１)エ(ｳ)）の例**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 認定事実 | 関係所属 |
| ア | 保健福祉課の特定の業務に関して、他所属への報告並びに外部の機関に対する文書の作成及び送付を行うに当たり、大阪市公文書管理規程第15条第１項の規定に反し、東成区役所課長等専決規程に定められた専決者による決裁が行われていなかった。（違法）外部の機関に対し公印を押印した文書の作成及び送付を行うに当たり、大阪市公印規則第９条第１項第１号の規定に反し、公印審査が行われていなかった。（違法）大阪市公文書管理規程第29条第１項の規定に反し、公文書を保管する簿冊が作成されていなかった。（違法） | 東成区役所 |
| イ | 職員就業規則第７条に反し、上限を超える超過勤務が行われていた。（違法）総務事務システムで休憩時間と申請していたが、実際は業務を行っていたため、労働基準法第37条第１項に反し、時間外勤務を行っていたと認定される時間の超過勤務手当が支払われていなかった。（違法） | 建設局 |

（注）いずれの案件も関係所属において是正等の措置がとられている。

**６　公正職務審査委員会の状況**

**・大阪市公正職務審査委員会委員（令和３年度）**

委員長　　　中井　洋恵　　［弁護士］

委員長代理　蔭山　幸男　　［公認会計士］

（第１部会）

第１部会長　　　中井　洋恵　［弁護士］

　　　　第１部会長代理　蔭山　幸男　［公認会計士］

　　　　　　　　　　　　入江　寛　　［弁護士］

　　　（第２部会）

　　　　第２部会長　　　針原　祥次　［弁護士］

　　　　第２部会長代理　岩井　正彦　［公認会計士］

　　　　　　　　　　　　林　尚美　　［弁護士］

**・委員会及び部会の開催状況**

開催回数　54回

審議時間　148時間15分